

本マニュアルは著作権法により保護されており、無断転載は禁止します。

コンプライアンス・マニュアル

長野県石油商業組合
長野県石油協同組合
コンプライアンス委員会

は じ め に

このコンプライアンス・マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、法令遵守及び社会的規範・倫理を尊重した事業運営を実現するための行動規範および行動基準を定めるものです。

本マニュアルには、長野県石油組合に加盟するすべての組合員が遵守すべき基本原則を示しています。

各組合員は健全な経営を遂行すると共に、その高い公共性を自覚し、社会的責任を果たすために本マニュアルを役立てていただき、事業所内の役職などに関わらず、本マニュアルを主体的に遵守し、事業活動を実践するようお願いいたします。

2025年9月

長野県石油商業組合
長野県石油協同組合
コンプライアンス委員会

目 次

はじめに

1. 行動規範について

(1) コンプライアンスの定義	1
(2) 石油組合としての取り組み	1
① 組合員の守るべき行動規範	2
② コンプライアンス委員会メンバーと活動について	2
③ 相談窓口	2

2. 行動基準について

(1) 各種法令の遵守	3
(2) 独占禁止法の遵守	3
① 不当な取引制限	3
i カルテル	3
ii 入札談合	4
iii 全石連経営部会等の会合における公取委の見解	5
② 不公正な取引方法	6
3, 景品表示法の遵守	7
4, 消防法の遵守	7
5, 品確法の遵守	8

おわりに

I ,行動規範について

1 ,コンプライアンスの定義

「コンプライアンス」とは、狭義には「法令順守」を意味しますが、企業や組合が社会的責任を果たすうえで求められる行動や倫理の規範全般を含むものと位置づけられています。

法令そのものに抵触してはならないことは勿論のこと、社会通念上すべきでない事も「実施すべきものではない」と捉えるものです。

コンプライアンスは違法行為や不祥事を未然に防止するだけでなく、業務の意思決定及び遂行の過程において法令や社会的規範等を逸脱しない仕組みや体制（ガバナンス）を構築することでもあります。

コンプライアンス意識を欠く組織は、真に社会の一員としては認知されません。信用を失墜させる違法行為や倫理逸脱は、石油組合及び傘下の組合員だけでなく、石油販売業界全体に甚大な打撃を与える重大なリスクであることを自覚することが重要です。

コンプライアンスは組織の存続と発展を支える生命線であり、日常業務のあらゆる場面で遵守に努めてください。

2 , 石油組合としての取り組み

石油組合の活動は、石油販売業界の経済的・社会的地位の向上と地域社会における石油製品の安定供給体制の強靭化を図ることとともに組合員の健全経営を確保する事を目的としています。

加えて、業界発展を目指す観点から消費者利益を保護することは極めて重要です。こうした考えを具体的に実践してゆくため、今般長野県石油組合として、コンプライアンス委員会を立ち上げ、本マニュアルを作成しました。

コンプライアンス委員会では組合員が守るべき行動規範及び行動基準（関係法令等）を明確化し、各組合員に深く浸透するよう研修会の

実施などあらゆる取り組みをしてゆくと共に、組合のガバナンス強化を図ることが重要と考えます。

(1) 組合員の守るべき行動規範

組合員はコンプライアンスを尊重し、常に法令を遵守して業務を遂行するため、具体的には以下の点を十分に考慮してください。

- ① 当該行為が社会的規範、関係法令等に抵触していないかどうか。
- ② 当該行為が第三者に不快感を与える、または他者の生命、健康安全を侵害するおそれがないかどうか。
- ③ 当該行為が会社や利害関係者に知れ渡った場合にも、良心の呵責を生じさせないかどうか。

(2) コンプライアンス委員会メンバーと活動について
別紙の通り

3. 相談窓口

コンプライアンスの判断が難しい場合で、組織的又は個人的な法令違反行為などに関する相談や報告がある際は石油組合の事務局に報告・相談をしてください。

組合事務局は、関係機関とも連携しつつ、当該事項に対し事実関係を調査、確認した上で適切な対処を行います。

II 行動基準について

1. 各種法令等の遵守

石油販売に携わる事業者が遵守すべき法令は我が国が制定している法令のすべてですが、ここでは、石油販売業界に最も関連する独占禁止法、景品表示法、消防法及び品確法を中心に法令遵守に向けた行動基準について記載します。

2. 独占禁止法の遵守

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、「独占禁止法」という。）は、自由経済社会に於いて事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。具体的には大きく以下の4つの行為を禁止しています。

- ① 事業者が共同して競争を制限する行為（不当な取引制限の禁止、カルテル・入札談合など）
- ② 市場を独占しようとする行為（私的独占の禁止）
- ③ 公正な競争を阻害する恐れのある行為（不公正な取引方法の禁止）
- ④ 競争を制限することとなる合併等（当該企業結合の禁止）

上記行為のうち、特に日常業務においてはカルテル・入札談合や不公正な取引方法に抵触する行為に細心の注意が必要です。

（1）不当な取引制限

1) カルテル

事業者（組合員）や事業者団体（石油組合）の構成事業者（組合員）が互いに連絡を取り合い、本来、事業者（組合員）が自主的に決めるべき商品（ガソリン、軽油等）の価格や販売先などを共同で取り決め、競争

を制限する行為をさします。

カルテルは、独占禁止法の第3条と第8条で禁止されています。

ア、事業者によるカルテル（第3条）

石油販売業者が相互に連絡を取り合い、本来、各石油販売業者が自主的に決めるべきガソリン、軽油などの価格や販売数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は、「カルテル」として禁止されています。

申し合わせがどのような形（紳士協定、口頭の約束等）で行われたかににかかわらず、事業者間で何らかの合意があり、結果的にそれが同一の行動をとればカルテルとして認定されます。

イ、事業者団体（石油組合）によるカルテル（第8条）

カルテルは、事業者（組合員）間の協定や申し合わせに限らず、事業者団体（石油組合等）の活動として行われる場合もあります。例えば、事業者団体がその分野における事業者の数を制限して新規参入を認めないと、また、商品（ガソリン、軽油等）の価格の引き上げ・数量の制限、取引相手販売地域の割り当てを指示する事など、事業者（組合員）の自主的な事業活動を不当に制限する行為は禁じられています。

また、事業団体（石油組合）の活動については、公正取引委員会がガイドラインを作成しているので、参照してください。

参考 ① 公取委「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」
(1995年10月10日)

参考 ② カルテルに関する業界内における主な違反事例と行政処分

II) 入札談合

官公署の入札に際して、入札参加事業者たちが事前に話し合って受注事業者や受注価格を決めてしまう行為。

具体的には、事業者が同業他社と電話や会合等で価格等に関する情報交換をしたり、事業者団体においては標準価格や値上げ時期・率等を

決定したり、また組合員に対して、これらを周知するような行為は、不当な取引制限に抵触することになります。

○ 上記の不当な取引制限に抵触しないための具体的な行動姿勢は、以下の4点です。

- ① 価格や数量を取り決めるような電話連絡等はしないでください。
価格情報を取り決める発信はおちろん、受領も行わないでください。こうした価格情報などを結果的に反映させない場合においても、価格情報を受け取っただけでカルテルを疑われる可能性があります。
- ② 同業他社や石油組合の会合だけでなく、仲間内の私的な会合などにおいても価格情報などの交換は、カルテルと疑われるおそれがあることに注意してください。
- ③ 会合等に出席するにあたり、価格の取り決めに関する話題が出た場合には即時に退席してください。カルテル等に疑われる可能性があるため退席後は、明確にこうした情報は受領しない意思表示を出席者等に対して行ってください。
- ④ 会合等での価格や数量などに関する情報や意見交換の状況を上長並びに経営責任者に報告してください。また、別にコンプライアンス担当者がいる場合は、担当者と対応を協議してください。

III) 全石経営部会等の会合（※）における公取委の見解

事業者団体(石油組合)の活動でコスト上昇局面の中で採算販売をしていくことの啓蒙自体は独占禁止上問題ない。むしろコストが上昇しているにもかかわらず販売価格を低く抑えて、仕入れ価格を割るような価格を設定した場合には不当廉売として問題となる。

ただ、注意すべき価格について採算販売は何円、何%引き上げるといった形まで踏み込むと問題になる可能性がある。そうではなく、「それぞれで判断をしてやっていこう」という啓蒙活動自体は問題ない。

また、事業者団体(石油組合)の活動として、商品（ガソリン、軽油等）の市況状況や現状について客観的なデータを収集し、参加の組合員に情報提供する行為は問題ない。気を付ける点は、何らかの目安となるような数字を示すことであることは問題になる可能性はある。

(※) 2025年5月8日開催の経営部会における公取委見解

(2) 不公正な取引方法

不公正な取引方法には独占禁止法で定められたものと、公正取引委員会の告示で定められているものがあります。

詳細は独占禁止法参照してもらうこととし、ここでは行為類型を上げておきます。① 取引拒絶、② 差別対価・差別取り扱い、③不当廉売 ④ 再販売価格の拘束、⑤ 優越的地位の乱用、⑥ 抱き合わせ販売 ⑦ 排他条件付き取引 ⑧、⑨ 拘束条件付き取引⑩ 競争者に対する取引妨害、⑪ 不当顧客誘引、⑫ 不当高価購入、⑬ 競争会社に対する内部干渉の13の行為型類型があります。

- 不公正な取引方法の13行為類型のうち「③不当廉売」については、公正取引委員会がガイドラインを作成しているので、それを参考し抵触しないよう注意する必要があります。

参考 ③ 公取委「ガソリンの不当廉売ガイドライン」(2022年11月改定)

参考 ④ 不当廉売に関する業界内における主な違反事例と行政処分

- 事業者団体(組合)が構成事業者(組合員)などに働きかけて不公正な取引方法にあたる行為をさせることも禁止されていますし、これに従わなかった組合員を不当に除名したりするなどの行為も禁止されています。

3. 景品表示法の遵守

「不当景品類及び不当表示防止法」(以下、「景品表示法」という。)は、うそや大げさな表示など消費者をだますような表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。

景品表示法が禁止している不当な表示には、大きく分けて以下3つの種類があります。

- ① 商品やサービスの品質、規格、その他の内容について実際のものや競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示
- ② 商品・サービスの価格、その他の取引条件について実際のものや競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ③ 一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する表示(おとり広告など現在7つの告示が定められている)。

ガソリンスタンド(以下、「SS」という。)の店頭における価格表示については、全石連が自主的に定めたガイドラインがありますので、これを参照して、適正な表示に努めて頂きますようお願い致します。

参考 ⑤ ガソリンスタンドにおける価格表示のガイドライン
(全石連2022年11月第3版)

参考 ⑥ 景表法に関する業界内における主な違反事例と行政処分

4 消防法の遵守

SSは消防法上の「危険物施設」であり、ガソリン等の危険物の取扱いに関しては厳しい規制があります。SSの建築構造や設備、保管方法、給油方法等が細かく定められています。

特にセルフ式での顧客による給油は、消防法で定められた監視体制や安全装置が適切に設置及び運用されていることが条件となります。

特に設備点検については、石油連盟発行の「SS施設安全点検記録帳」や「SS土壤環境セーフティブック」を活用し、定期的な法定点検を励行してください。

参考 ⑦ 消防法に関する業界内における主な違反事例と罰則

5 品格法の遵守

揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下、「品確法」という。）は、適正な品質の石油製品を安定的に供給し、消費者の利益を保護する法律です。

品確法では揮発油販売業を行おうとする者に対して一定の品質規格（強制規格）に適合しないガソリン、灯油、軽油、重油の販売を禁止しています。

○ 強制規格と標準規格について

強制規格…品確法により定められている必ず適合していなければならぬ規格のことで、強制規格に適合しない製品（ガソリン、灯油、軽油、重油）を販売した者は処罰の対象となります。

標準規格…揮発油等が標準規格に適合している場合は、油種ごとにSQマーク（品質の優れたものを販売している証）を表示することができます。

○ 分析委託について

揮発油販売業者に義務付けられているのは揮発油（ガソリン）の自主分析のみです。軽油や灯油には自主分析の義務付けはありません。

一般的に、SSで揮発油の分析機器の導入や分析者を雇うのは困難なため、分析を品確法の登録分析機関（石油協会等）に委託する事がほとんどです。

この揮発油の分析については、以下の2種類の方法があり、揮発油販売業者はこのいずれかを選択することができます。

- ① 各SSにおいて10日ごとに分析を行う方法（通年分析）
- ② 挿発油販売業者が各SSごとに「挿発油品質維持計画」を作成し、経済産業局の認定を受けることで1年に1回分析を行う方法（軽減分析）

なお、1年分析から軽減分析に移行する為には、軽減分析申請に必要な10日毎に2ヶ月間(全6回) 分析し問題がないことを確認する必要があります。

参考 ⑧ 品確法に関する業界内の主な違反事例と罰則

お わ り に

コンプライアンスについては、組合員一人ひとりが主体的にコンプライアンスを実践することが前提となります。ゆえに、「自分には関係ない」と考えてはいけません。

コンプライアンス意識をもって業務を遂行することは、組合員の義務であるといえます。

SSは社会インフラであり、一般社会ではSS業界に対し倫理的かつ責任ある事業活動を要請しています。従来の慣習や手続きに疑義や問題を認めた際には、常にコンプライアンスの視点から業務を見直す姿勢を維持していかなければなりません。

法令及び企業倫理を遵守し公正な業界を構築するとともに、社会の信頼を確保し、そのうえで社会の発展に寄与することを長野県石油商業組合の基本姿勢とします。

長野県石油商業組合
長野県石油協同組合
コンプライアンス委員会

2025年9月20日

第1版発行